

# 令和3年第3回安城市議会定例会陳情文書表

令和3年9月1日

番号	陳情第1号	受理年月日	令和3年8月13日
件名	私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために安城市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情		
提出者	黒柳貴夫		
付託委員会	市民文教常任委員会		
要旨	<p><b>陳情の趣旨</b></p> <p>日頃より、私学教育へのご理解とご支援を賜り、とりわけ、私立高校生に対して独自の授業料助成を実施いただいておりますことに心より感謝申し上げます。</p> <p>愛知県では、高校生の3人に1人が私学に学び、私学は公立高校と同じく「公教育」の場として大きな役割を担っています。</p> <p>昨年度から、国は「年収590万未満世帯の授業料実質無償化」を実施し、愛知県では、国による就学支援金の増額分を全額活用して、年収720万円まで授業料と入学金を無償化し、私学で学ぶ生徒の約半数の世帯まで無償化されました。</p> <p>しかし、公立高校は年収910万円未満まで無償化されていますが、私学は年収720万～840万円未満の世帯（県「乙」ランク）でも初年度納付金で約34万円、年収910万円未満の世帯（県「その他」ランク）では約54万円という大きな学費負担が残されています。夫婦合算で年収1000万円前後までの世帯であれば、子どもが二人以上いれば、学費の心配をせずに自由に私学を選べる状況ではありません。</p> <p>また、無償化された年収720万円未満世帯でも、「施設設備費等」は無償化の対象にならず、年間約4万円の負担が残っています。</p> <p>私学助成については、国はもとより、高校以下の教育に直接責任を負う県の役割は重大ですが、「父母負担の公私格差」が未だ抜本的な解決に至っていない実情を踏まえ、「すべての子どもが、親の所得にかかわらず、等しく教育を受ける権利」を保障し、国・県の制度と併せて学費負担の公私格差を是正するために、市独自の授業料助成制度を拡充していただきますようお願い申し上げます。</p>		
	<p><b>陳情事項</b></p> <p>「教育の機会均等」の理念にもとづき、国・県の制度と併せて学費負担の公私格差を是正するために、私立高校生に対する市独自の授業料助成制度を維持し、拡充してください。</p>		